

## チャールズ二世の「国庫支払停止」と「銀行家債務」

酒井重喜

## 要 約

チャールズ二世は1672年に短期国債の萌芽的形態たる支払指図証に対する返済を停止した。凍結された支払指図証の総額は130万ポンドで、債権者の大半は金匠銀行家でありその顧客の預金も支払停止となった。預金者の怒りは爆発し、世襲的消費税から年々14万ポンドを凍結された支払指図証の利子（6%）支払資金とする解決策が出された。銀行は国家からその債権を保証され、預金者は銀行から「6%の利子という年金資産」を受けた。ここに意図せざる長期的国債の始原が印され、この「年金」は、元金の満額返済の見込みがなくなっても一種の金融証券として流通していった。支払停止は、それによって多くの金匠銀行が倒産し、銀行不信が近代的銀行たるイングランド銀行設立を遅らせた面はあるものの、信用が地に落ちた「国王私債」と「国民的負債」との分岐が進み、議会在長期の利子保証をする近代的長期国債制度を図らずも用意する露払いの役割を果たした。

1667年7月に終結した第二次英蘭戦争は重い戦費負債を残した。その解消のために69年以降、「チャールズ二世治世中最大の追加税」を議会は承認した。<sup>1)</sup>しかし追加的議会議税があつたにもかかわらず1672年には負債が300万ポンドにのぼっていた。差し迫った第三次英蘭戦争の経費は言うに及ばず通常の軍事費にすら事欠いていた。<sup>2)</sup>この財政的窮状が72年1月に「国庫支払停止」という政府宣告を出させた背景であることは間違いない。しかしこの荒療治を他でもなくこの時になさせた直接の契機は、英仏間の密約（ドーヴァーの密約）による同年

※本稿の査読の労をとっていただいた二名の査読氏にお礼申し上げます。

- 1) Chandaman, C.D., *The English Public Revenue 1660-1688* (1975), p.221; 酒井重喜「王政復古財政の過渡性・上」『熊本学園大学経済論集』23-1～4合併号（2017年）、506頁。
- 2) 政府の議会への報告では負債額が200万ポンドとされていたがこれは緊急を要するものだけであり総額は300万ポンドであった。王政復古時の国王負債は、925,000ポンドでそれが10年後に300万ポンドとなったのである。この内130万ポンドが本文で述べる支払指図証未返済額であった。平時収入の増収見込みがあり、儉約政策と土地売却によって300万ポンドの負債額は増大ではなく減少を見せ始めていた。従って、本文の通り、「国庫支払停止」を1672年初頭に決めた要因はドーヴァーの密約の履行という非財政的なものであった点が見逃せない。Chandaman, *op.cit.*, p.224; Roseveare, H. *The Financial Revolution 1660-1760* (1991), p.22. 酒井「過渡性・上」505, 509, 510頁。

3月15日の信仰自由令公布と3月17日の対オランダ宣戦布告に連動したもので、「モラトリムのタイミング」には純財政的というより外交的要因が働いていた。また1672年の「国庫支払停止」には、1667年以来発行されていた新型公債（支払指図証 repayment order）の特異な返済方法が決定的意義をもっていた。ダウニング発案の新型公債は、従来のシティ金匠銀行家からの高額・不定額・高利の貸付とは違って、一般投資家を念頭に少額の固定額で、担保とされた税金が徴収され次第に付記された番号順に、6%の利付きで半年ごとに返済されるものであった。この公債は、一つに、銀行家への過度の依存から脱却し<sup>3)</sup>、二つに、政治的対価が求められる議会の財政協力への依存を避けることを意図していた。しかし、実際には新型公債が約束した番号順の返済を確実にこなうことはできなかった。72年には、支払指図証の規定通りの返済をすれば經常収入の可処分額は40万ポンドを下回ってしまう。これを座視し得なかったチャールズ二世は、前年末12月18日に、政府負債の返済を向う1カ年間返済停止にすることを内定した。

この「国庫支払停止」についてそれを「後期スチュアート朝の道徳的財政的破綻の象徴」(M.C. ヌーンケスター)とする旧来のウィッグ派史家を批判して、リチャーズ (Richards, R.D.) は『『停止』後の12年間に破産した(銀行家)はわずか四件しか記録されていない』とし被害の過大視を戒めた。<sup>4)</sup>「国庫支払停止」の影響の誇張を批判するリチャーズに対して、近年例えばローズベア (Roseveare, H.) は「停止は南海泡沫事件に劣らぬスキャンダラスな災難であった」とし、ホースフィールド (Horsefield, J.K.) は、被害者の数と範囲を具体的に再検証してその甚大さを実証し、また「停止」の被害者がその後名誉革命を挟んで数十年にわたって

3) 金匠銀行家の対政府貸付は1672年に136万ポンドをこえ、利子は法定6%を大きく上回り、この「奴隷」状態からの脱却が喫緊の課題であった。「国王の帰還後、(チャールズ二世)は、資金に窮し、幾人かの銀行家は自己資金ではなく他人の金で貸付をし、臆面もなく10%の(利子を)取り、多数の国王債券 (Debts, Bills, Orders, Tallies) を私的に契約して20%、ときに30%の(利子)を取って、政府の面目を大いにつぶした。」「実際、すべての国王収入は彼ら(銀行家)の手を通っている」「国王と王国はこれら銀行家の奴隷となっている。王国は税の少なからぬものを彼らに与えており、2倍・3倍の利子を払い、まるで必要とするときに公的業務のための資金を調達するのがなくなっているかのようである。」anon, 'The Mystery of the New Fashioned Goldsmiths or Bankers', (1676), reprinted in *Quarterly Journal of Economics*, vol. 2, (1888), p. [5]. 関口尚志「金融制度の変革」大塚久雄他編『西洋経済史講座IV』(1960)、138-9頁；仙田左千夫『イギリス公債制度発達史論』(1976)、119頁。

4) Noonkester, M. C., *Historical Dictionary of Stuart England, 1603-1689* (1996), ed., Fritze, R. H. and Robinson, W. B., p. 506; Richards, R. D. *The Early History of Banking in England* (1929, 1958), p. 49; do., 'The Stop of the Exchequer', *Economic Journal*, 2 (1930). リチャーズが『『国庫支払停止』の本質をゆがめて(書いた)最初の著作家』とする18世紀初期ウィッグ派史家ジョン・オールドミクソン (John Oldmixon) はその著 *History of England during the Reigns of the Royal House of Stuart* (1730), p. 564 (quoted in Richards (1930), pp. 46-7.) で次のように述べている。「国庫 (Exchequer) を閉止する提案はトーマス・クリフォード卿によって枢密院でなされた。彼は(次のように)発言した。国王の名誉がかかっているオランダとの戦争を遂行する資金を確保しなければならず、そのために国庫を閉止する以外現在のところ他に方法を見い出せない。国王は、より確実に迅速な方策の提案がないのであるなら、(閉止案)に反対するものがない

自分たちの権利擁護のために議会や裁判所に執拗に働きかけたというリチャーズが等閑視した事実を明らかにした。<sup>5)</sup> 本稿は、このホースフィールドの研究に依拠して、被害の実態を確認するとともに、新型公債である支払指図証の発行（1667年）とその支払停止（1672年）、およびその後の断続的利払措置までの財政政策が名誉革命後の公債政策、すなわち短期債の長期債への借換および、起債を国王の私的信用から議会が保証するものにし、「国王私債」から「基金にもとづく国（民的公）債（a funded national debt）」への転換のための「躊躇いがちな一連のステップ」（M.C.ヌーンケスター）であり図らざる試行であったことの確認を行う。<sup>6)</sup>

## 一. 「国庫支払停止」と支払指図証

ダウニング発案の新型公債である支払指図証は、最初1665年に導入された。ロンドンで流行するペストを避けてオックスフォードで64年に開かれた議会は、第二次英蘭戦争のための125万ポンドを調達する「24ヶ月月割査定税＝追加的補助金（Additional Aid）」を設ける供与法を成立させた（65年10月31日）。この法には同税の収益を先取りする割符（tallies）を発行する条項が盛りされるとともに、同税の収益の取得権を有する支払指図証が附随されて発行されることが同時に付記された。対オランダ戦争やペスト流行などがあってこの時、銀行家など職業的投資家は政府貸付けに消極的になっており、少額定額で返済が指図証に付記された番号

ことを望んでいる。これに対して反論はなかった。かくして、国庫は大権の力によって閉止され、全王国は驚愕し、それに巻き込まれた多くの不運な家族は涙と悲嘆にくれ時をおかず破産してしまった。」「アーリントン伯はスペイン大使であったサンダーランド伯に（次のように）閉止について書き送った。国王は今週枢密院にて・・・パーカー主教が強奪と呼んだ宮廷風用語である・・・譲渡財産 Assignments を取り戻し（返済用税収の留置・流用か？引用者）、現在の彼の収入すべてを我が物とする決定をした。（その収入は）彼のものではなく彼に資金を貸付けた商人・銀行家などのものであり、彼らの貸付金（の返済を）12か月延期し、取上げたものの6%を利子として支払う、とした。なんとという厚顔にして傲慢！彼らはスチュアート朝から1ペニーも受けることなく、国法（law of the Land）によるよりも国王の言葉による方が安全であるとでもいうのか。国王は昨日大蔵省の彼のところに銀行家を召喚し彼らに多くの寛大にして信頼すべき保証を彼らに与えた。（その保証とは）議会が次の会期に与えるものかあるいはあれば自身の歳入からその借入金を彼らに定期的に返済するというもので、実行されることのないものであった。・・・（国王は）彼らの手に預託した（顧客である）商人の現金の返済停止を直ちに止めるよう言い付けた。・・・国王は彼ら（銀行家）から得た金を保持し、しかも彼らが（顧客の）預金を返済するよう彼らに命じているのである。」

5) Horsefield, J.K., 'The "Stop of the Exchequer" Revisited', *Eco. H. R.*, 2<sup>nd</sup> ser., vol. xxxv, no. 4 (1982).; Roseveare, (1991), p. 22. 国庫支払停止と金匠銀行家についての研究文献として次のものがある。Shaw, W.A., 'The Beginnings of the National Debt', *Owens College Historical Essays*, ed. Tout, T. F. and Tait, J. (1902); Browning, A., 'The Stop of the Exchequer', *History*, n. s. (1929); Richards (1929); do.; Richards (1930); 長谷田泰三『英国財政史研究』(1951)、第1章、第9章；玉野井昌夫「イングランド銀行の成立とイギリス金融制度の展開」『学習院大学政経学部研究年報第1号』(1953)；関口尚志「金融制度の変革」(1960)；舟場正富『イギリス公信用史の研究』(1971)、第2章；仙田左千夫『公債制度』(1976)、第4章。

6) Noonkester, *Historical Dictionary of Stuart England*, 1603-1689, p. 505.

順に税収が入り次第政府の干渉を受けることなく確実に、しかも利付でなされるのが、一般投資家の受け入れるところとなった。担保となる「追加的補助金」は有期の直接税で厳格に用途が指定されたものであった。同税は徴収され次第財務府に上納され途中で「先取り割符」が割り込むことが阻止された。このように税の徴収と貸付人への返済の両過程で国王政府の干渉の余地は初めから除かれた。さらにこの支払指図証は受領会計官 (Auditor of the Receipt) に通告するだけで無料で譲渡することが可能 (assignability) とされた。これは支払指図証に紙幣に近い機能を持たせるもので貸し手にとって魅力的なものであった。第二次オランダ戦とペスト流行という混乱状況の中で生まれた「追加的補助金」を担保とする支払指図証は意外に広く受け入れられた。<sup>7)</sup>

その後、支払指図証の対象税種は、1665年の非経常的供与をなす直接税(24ヶ月月割査定税)から67年には経常的収入を担う間接税にまで拡大された。すなわち経常的収入をなす終身間の関税・消費税・炉税と国王負債削減のための有期的なぶどう酒税が担保対象(1670-81年)とされた。間接税を対象とした67年の支払指図証は65年と同様に譲渡性が認められた、65年とは違って受領会計官が譲渡の登記に6ペンスないし1シリングの手料を徴することになった<sup>8)</sup>。チャールズ二世は67年6月の布告で「われわれはいついかなる時も我が臣民の資産に対する妨害を許したり容認したりはしない。また(必要な)時に臣民は彼らに保証された現金を受け取るであろう。」と述べ支払指図証の安全性を宣告した。<sup>9)</sup>

7) 19Car. IIc. I. IX Orders for Payment of Money lent may be assigned by Endorsement, Memorial thereof without fee, *Statute of the Realm*, vol.5, 1626-80, ed., John Raithby (1819), pp. 616-23. 1664年のRoyal Aidを担保とする銀行家など大手投資家からの借入が行われ、いきおい翌年の「追加的補助金 Additional Aid」では借入対象を一般投資家大衆に求めざるを得なかった。かくして新型の借入手段が考案されたのであるが、これには3つの種類があった。まず租税を担保とする借入には財務府への金銭的貸付と政府部局への物品の「前渡し」の2種があり、それに対応して1.「金銭借入返済支払指図証 Orders for the repayment of cash loans」と2.「物品前渡型借入返済支払指図証 Orders for the repayment of credit by the advance of goods」とが発行された。従来の財務府への金銭的貸付は職業的金融業者によってなされ貸し手に「受領割符 the ordinary tally of receipt (a tally of loan)」が発行され、返済時期は政府の裁量次第であった。しかし、「追加的補助金」を担保とする貸付者(一般的投資家)には「受領割符」に加え付記された番号順に返済される「返済支払指図証」(国璽 privy seal の権威のもとに受領会計官が作成・登録)が発行された。「物品前渡の支払指図証」は債権者(=納品業者)が納品した部局から「証書 certificate」を受け取りそれを財務府に提示して番号を付した相当金額の「支払指図証」を受け取る。それも受領会計官が作成し登録するが、金銭貸付とは違って「受領割符」は発行されなかった。さらに第3の支払指図証として金銭や物品の前納・前渡しを伴わない大蔵省の命により財務府から各部局に発行される「通常の資金支払指図証 Orders for ordinary cash issues」があった。「追加的補助金」を担保とする第3の支払指図証は先の二つのものと同様番号が付され順番に現金化された。第3のものが前2者に優先することはなかった。Chandaman, *op. cit.*, pp. 295-6.

8) 19Car. IIc. 12, s. 2. Orders registered in the Auditor's Office of the Receipt may be assigned, II Auditor's *ad valorem* Fee. *Statute of the Realm*, vol. 5, p. 629.

9) Horsefield, *op. cit.*, p.511.

支払指図証の発行対象が直接税から間接税へ拡大され、担保が特定税収から収入全般にまで拡大されようとした。支払指図証の発行に歯止めがかけられなくなると国王の安全宣言も揺らぐことになる。<sup>10)</sup> こうした支払指図証の拡大を強いたのは、反フランスの三国同盟に加担する議会と信仰自由令・ドーヴァーの密約で親フランス的姿勢を取る国王との関係が悪化して、議会の財政協力が望めなくなり、さらにドーヴァーの密約による対オランダ戦が迫ってその戦費調達之急務であったためである。

発行された支払指図証の流通経路には、海軍財務官や王室財務官などの各部局の財政担当者から当該部局の人員の給与として渡る経路、各部局に物資を納品する業者に渡される経路、直接政府に貸付を行ったものに渡る経路の3通りがあった。第1と第2の経路では、支払指図証を受け取ったものは銀行で割引して直ちに現金化する傾向にあった。譲渡性公認の意義はここで重要であった。

各部局の人員の給与と物品の納入業者への支払いとして、政府から支払指図証を受取った事例としてスティーブン・フォックスやジョン・バンクスのものがある。フォックスは儀仗兵と守備隊の主計官として1667年9月から71年12月までに総計1,200,448ポンドの支払指図証を受取り71年12月18日に財務府が支払停止を決めたときには362万ポンドが手元に残っていた。

<sup>11)</sup> バンクスは海軍に糧食を納めるために総額155,469ポンドの支払指図証を受取っていたが、

10) 1667年の国王布告は72年の「停止」によって破られた。後に本文で述べるとおりこの国王の「私的信用」の失墜は議会の承認を得るべしという名誉革命後の公債政策の転換を図らずも用意したことになる。1677-8年に「借入金支払指図証制 (the credit Order system)」が有期的な非経常的直接税から終身的な経常の間接税にまで拡大されたことは、(注)7で示した第3の「資金支払指図証」が孕んでいた信用創造的性格の危険性を現実化し「国庫支払停止」を余儀なくさせた。65年「追加的補助金」に関わる支払指図証のうち第1と第2のものは「金銭」と「物品」の前払い・前渡しという事実に対応するものであったが、第3のもの「新信用発行支払指図証 (the new fiduciary Order)」は後の「真正架空支払指図証 (the true fiduciary Order)」の萌芽を含みその起源であった。「追加的補助金」に関わる第3のものの現金化が番号順になされるため、緊急性を要する戦時などでは部局財務官は当該部局あての第3の支払指図証を順番が回ってくる前に現金化するため、銀行家に割引いて「販売」するか、譲渡性を利用して直に物品の購入に充てた。第3の支払指図証(新信用発行支払指図証)は、金銭・物品の前渡しという実体がないためその使用には理論的に限度がなかった。それが発行されたのは「追加的補助金=24か月月割査定税」すなわち議会が承認した非経常的租税を担保とするもので、それには初めから徴収期間と税額が確定しておりそれが第3の支払指図証発行の限度をなしていた。しかし1667-8年に支払指図証が有期的直接税から終身的間接税に拡大適用され期間と税額の縛りが大きく緩和された発行が可能となった。終身的間接税からなる経常的收入に「信用発行支払指図証」が制約の緩いまま適用され発行された。これが72年に「支払指図証」制度の突然の中止である「国庫支払停止」を強いた。ただ「停止」によって「支払指図証」制度が完全に崩壊したのではない。経常的收入(間接税)への同制度の適用は「国王の誠意」に大きく依存しており、その無思慮な拡張が債務不履行となる危険性は固より内包されていた。ただ非経常的收入をなす議定税(直接税)への適用はその有効性が評価され、1677年の「17か月月割査定税」においてこの「支払指図証」制度は復活し、その後復古王朝期を通して他の議定税に適用された。これは「67-71年の経常収入への無思慮な適用」と革命後「1696年の国庫証書 (Exchequer Bill)」を中継する意義を持っていた。Roseveare, H. op.cit., p. 22; Horsefield, op. cit., p. 511; Dickson, P. G. M., *The Financial Revolution in England* (1967), p. 44; Chandaman, op. cit., pp. 296-8.

11) Horsefield op. cit., p. 512; Christopher, C., *Public Finance and Private Wealth* (1978), pp. 50, 56.

71年12月18日時点で約4万ポンドが手元に残っていた。<sup>12)</sup> フォックスもバンクスも支払停止後に手元に残った支払指図証を持てあますばかりであった。

金匠銀行家からの高額で高利子の貸付から政府を解放させるのが、大衆向けの支払指図証発行の意図であったが、銀行家自身も支払指図証を政府から「購入」し、また支払指図証を取得した吏員・兵士・納品業者やそれを「購入」した一般投資家も支払指図証を銀行家に譲渡（「販売」）したため、政府の意図に反して銀行家が支払指図証を大量に「買い」集めることになった。担保の税収が入り次第返済するという当初の約束が履行されず現金化が遅延しあげくはその支払が停止されたため割引価格（20～30%引き）で銀行家に「売り払う」こともあって、支払指図証はますます銀行家に集中した。銀行家ジョン・リンゼイは71年12月時点で11名から支払指図証を譲渡されていた。11名の中にはフォックスや海軍財務に関わったサミュエル・ピープスも含まれていた。また70年7月に海軍財務官に発行された300ポンドの支払指図証は、海軍財務官から銀行家ジョージ・スネルへ、スネルから別の銀行家ヘンリ・ヤングへ、さらに海軍将官ジョン・ベリへと転々と渡った事例もある。支払停止が決められた時点で保有していたベリは不運としか言いようがない。<sup>13)</sup>

1671年末に艦隊準備のための資金が急を要しており、金匠銀行家に貸付を要請したが拒否された。それを機に、国王は71年12月18日以前に財務府に保持している資金からの支払を停止する決定を72年1月2日に下した。同日布告され、1月5日に正式に議事録に書き留められた。<sup>14)</sup>

## 二. 「国庫支払停止」時（1672年）の累積負債

1672年に「国庫支払停止」が行われた直接の原因は対議会関係の悪化と対仏密約の履行であったが、その背景は第二次英蘭戦争の戦費負債などによる財政逼迫と、新型公債である支払指図証の返済に窮したことである。この「停止」がどれほどの影響を実際に金融界に与えたのか。ただその前にまず「停止」が免除された分野を確認しておく必要がある。前稿で述べたように「停止」免除は以下3つの分野でなされた。<sup>15)</sup> ①直近の3つの供与法（24か月月割査定税 = Additional Aid と 11か月月割査定税と補助税）と自由鑄造消費税（追加的ぶどう酒税）と永代借地地代売却益を担保とするもの。②「停止」対象の財源でありながらも部局財務官や王

12) Coleman, D. C., *Sir John Banks, Baronet and Businessman* (1962), pp. 31, 34.

13) ベリの「購入」は利子収入のためのものであった。「停止」に遇ったベリもその後縁故を用いて返済を受けた。Horsefield, p. 512, n. 11; C. T. B. 1672-5, p. 707.

14) Horsefield, op. cit., p. 512, n. 13; C. S. P. D. 1671-2, p. 68.

15) 酒井「過渡性・上」511・2頁。

室官の手許にある未譲渡の支払指図証は当面の公的業務の必要から現金化された。<sup>16)</sup> ③「停止」対象の財源を担保とししかも既譲渡の支払指図証であっても国王の特別の指示で返済はなされた。<sup>17)</sup> さらに永代借地地代の購入に際して支払指図証を現金代わりに用いることも認められた。<sup>18)</sup> 以上のような「停止」免除を受けずその影響をまともに受けたのは、①免除が適用されなかった財源を担保にする支払指図証を保有している債権者（貸付者および納入業者）、②その収入が「停止」対象の財源によっている年金受領者、③既譲渡の支払指図証の保有者、であった。③に該当する大半のものは金匠銀行家であり、かれらは①にも該当して大きな打撃を受けた。それでも財源を定めた供与法に「(公的サービスに) 資金は支出されず(財務府に) 保管 (lodge) されるべし」という規定がある場合はその資金が金匠銀行家に支払われることもあった。このように「停止」後にも有力金匠銀行家に支払が一部継続されていた事実をもって、リチャーズは「停止」による被害を過大視するそれまでの史家を批判したのである。<sup>19)</sup>

「停止」による被害はリチャーズが言うように軽微なものであったのかそれまでの史家が言うように甚大であったのか。「国庫支払停止」は、金匠銀行家と大衆的投資家が保有する支払指図証の現金化を時限的に拒否するものであった。それは金匠銀行家に預金していた顧客への払い戻しも停止されることを意味した。1672年1月2日の「停止」決定の報せは直ちに全国に広まり、早くも1月7日にプリマスの商人からロンドンの金匠銀行家の預金払い戻し停止に対する不安の声が上がっている。<sup>20)</sup> 銀行家の払い戻し停止に対して、国王は銀行家を召喚し顧客に対して無利子で預託された分については払い戻しをするよう指示した。<sup>21)</sup> 国王自身がそのための資金を銀行家に融通する(支払指図証の受戻)ことはなかったので、銀行家が国王の指示に従うとはなかった。最大級の銀行家であるロバート・ヴァイナーやエドワード・バックウェルばかりでなく小規模の銀行家に対しても顧客からの払い戻し訴訟が直ちになされた。このことから国王による払い戻し督促の指示が銀行家に受け入れられなかったことが分かる。銀行家は顧客にその預金を払い戻すようにという国王指示を受け入れないどころか、預金不払いを是認するよう裁判所に保護を求めた。大法官シャフツバリ卿アンソニー・アシュレー・クー

16) 公的業務費には次のようなものがあつた。大臣の給与、近衛隊と守備隊の給与、艦隊と軍備部の補給、王室の全部門と裁判所吏員の必需品。Horsefield, op. cit., p. 513. 年金は当初は含まれていなかったが後に含まれた。C. S. P. D. 1671-2, p. 261.

17) 前出の海軍将官ベリはぶどう酒・酢輸入税(1670年)を担保とする支払指図証と地方消費税を担保とする別の貸付について返済を受けた。両財源とも「停止」対象であつたにもかかわらず。C. T. B. 1672-5, p. 708.

18) 酒井「過渡性・上」510頁。

19) Richards, (1930), pp. 50, 60.

20) Horsefield, op. cit., p. 513; C. S. P. D. 1671-2, p. 73.

21) Horsefield, op. cit., p. 513; Christie, W. D., *A Life of Anthony Ashley Cooper, First Earl of Shaftesbury* (1871), ii, p. 57; C. T. B. 1669-72, p. lv.

パーは一時的払い戻し差止めは認めたものの確定的なものにすることは拒否して銀行家の訴えを突き放した。<sup>22)</sup>

1672年1月2日の布告で「停止」は同年12月31日までの1カ年間でされていたが実際にはその後も継続された。国王は議会に銀行救済のための資金繰りを2度にわたって求めたが無駄であった。<sup>23)</sup> 支払指図証発行の担保とされた税金はすでに消尽されており、「停止」は続行せざるをえなかった。大蔵省と銀行家の協議がもたれ、銀行家はかれらの対政府債権の受戻をするための資金を別途調達するよう大蔵省に要請した。この要請に大蔵省が応えることはなかった。協議の結果合意を見たのは、1674年12月から元金の払い戻しは停止したまま、72年12月から74年12月までの2カ年の利子のみを支払うことであった。<sup>24)</sup> 75年3月から4半期ごとに2年間計8回、利率6%半年複利で2カ年分の利子を支払い、そのための資金として「国王収入中最も確実な部門」である世襲的消費税から年々14万ポンドを用意するというものであった。<sup>25)</sup> 元金ではなく利子のみを先行支払いを行うこの決定は、もとより銀行に預金している顧客への払い戻しを可能にするものではなかった。顧客らは議会に請願を出して救済を求めたが受け入れられなかった。<sup>(26)</sup>

1672年12月から74年12月までの2カ年の利子の支払資金が14万ポンドと算定され、負債総額の把握もなされ、大蔵卿ダンビィは次のような概算を提示した。<sup>27)</sup>

表I 1672年の支払停止負債概要<sup>28)</sup>

金匠銀行家保有分	£1,173,352 15s. 5d.
金匠銀行家から他者に譲渡とされたもの	£7,712 10s. 3d.
金匠銀行家以外のものの貸付 (概数)	£30,000 0s. 0d.
	£1,211,065 5s. 8d.

上の概算に基づいてダンビィは1674年6月から同年12月までの金匠銀行家に支払うべき6%複利の利子分 (£198,078 13s. 6d.) を元金に合体させる (capitalize) という新たな提案をした。これによって金匠銀行家保有の負債額 (銀行家からすれば債権額) は1,371,431 ポンド8シリング11ペンス (= £1,173,352 15s. 5d.+ £198,078 13s. 6d.) となる。ただ負債中の割符による

22) Christie, *ibid.*, ii, p. 162.

23) C. T. B. 1672-5, p. 130.

24) *ibid.*, p. 243.

25) *ibid.*, pp. 540, 546; Roseveare, *op.cit.*, p.23; Chandaman, *op. cit.*, pp. 337-8; 酒井「過渡性・下」注(76)、『熊本学園大学経済論集』第24巻第1号。

26) C. S. P. D. 1675-6, p. 369.

27) ホースフィールドは、利子14万ポンドから逆算すると負債総額が90万ポンド以下となるとしている。この逆算法は筆者不明。Horsefield, *op. cit.*, p. 514.

28) C. T. B. 1676-9, p. 544.



チャールズ二世の「国庫支払停止」と「銀行家債務」

元利 5,697 ポンド余を除いた 1,365,733 ポンド 9 シリング 7.75 ペンスが支払指図証による負債額となり、これに対する 6% 利子は 81,944 ポンド 0 シリング 2 ペンスとなり 1676 年 12 月から支払いを開始する。<sup>29)</sup> さらに金匠銀行家以外の一般的投資家保有の公債についてもその債権額の確認後同様の措置をとる。国王はこのダンビイ提案に同意し、利子の財源に当時年ポンド 32 万の収益を上げていた世襲的消費税を充てるとした<sup>30)</sup>。

元金の返済を停止し利子のみを「国王収入中最も確実な部門」である世襲的消費税から支払いその利率を 6% としたのである。6% は当時の法定限度であった。これを受け入れることは銀行家にとって大きな痛手となった。従来国王への貸し付けは国王の財政的窮状に付け入るかたちで 8% ~ 10% の利子をかけていた。<sup>31)</sup> しかも顧客からの預金を多く獲得するために 6% の利子を顧客に提供していた。顧客から 6% の利子で資金を集め、国王への貸付利率が 6% であれば差益はなくなる。利子支払いの先行的実施は元利の全面的支払い停止よりましといえるが、しかし法的限度通りの 6% 利子は銀行家には苦いものであった。

支払指図証による対国王貸付の利子支払いは、債権者に開封勅許状 (Letters Patents) の交付による保証がなされた (1677 年 4 月 30 日)。<sup>32)</sup> 開封勅許状の交付を受けた 25 名の債権者の元金と利子をショウ (W. A. Shaw) は以下のように示している。<sup>33)</sup>

表 II 1677 年の債権者の元金と利子

債権者	元金 (合体された利子を含む)	利子
ロバート・ヴァイナー	£ 416,724 13s. 1.5d.	£ 25,003 9s. 4d.
エドワード・バックウエル	£ 295,994 16s. 6d.	£ 17,759 13s. 8d.
ギルバート・ホワイトホール	£ 248,866 3d. 5d.	£ 14,921 19s. 4d.
ジョン・リンゼイ	£ 85,832 17s. 2d.	£ 5,149 17s. 4d.
ジョン・ポートマン	£ 76,760 18s. 2d.	£ 4,606 13d. 0d.
ジェレマイア・スノー	£ 59,780 18s. 8d.	£ 3,586 17s. 0d.
主要銀行家	£ 1,183,960 7d. 0.5d.	£ 71,037 9s. 8d.
他の銀行家 8 名 <sup>34)</sup> (£25,000 以下)	£ 98,183 1s. 0.25d.	£ 5,890 18s. 4d.
銀行家総計	£ 1,282,143 8s. 0.75d.	£ 76,928 8s. 0d.
11 名の非銀行家 <sup>35)</sup> (£10,000 以下)	£ 32,797 9s. 8.5d.	£ 1,967 15s. 2d.
総計	£ 1,314,940, 17s. 9.25d.	£ 78,896 3s. 2d.

29) *ibid.*, pp. 545-6.

30) Chandaman, *op. cit.*, p. 60.

31) J. チャイルド (杉本忠平訳) 『新交易論』(1967)、8 頁。注 (3) 参照。

32) *Journal of House of Commons*, x (以下 C. J. と略記) (1688-93), p. 232.

33) C. T. B. 1669-72, p. xlvi.

34) Isaac Collier, Joseph Hornby, Henry Johnson, Thomas Rowe, Robert Ryves, George Snell, Bernard Turnor, Robert Welsted. Horsefield, *op. cit.*, p. 516.

35) Isaac Alvarez, Sampson Beckford (Alvarez の譲受人), Dr Edward Chamberlain, William Gomeldon, Richard Lant, Isaac Legouch, Francis Millington, Sir John Thruston, Esq., George Toriano (商人), Sir Edward Turner (元関税徴税請負人), Robert Wynne. Horsefield, *ibid.*, p. 516.

ショウの示す負債総額は1,314,940ポンド余で、さきのダンビィが示した1,365,733ポンド9シリング7.75ペンスより少額で漏れがある。銀行家以外からの負債は表Ⅱは元金と一体化された利子を含むため表Ⅰより多くなっている。また利子保証の開封勅許状の交付を受けた個人投資家の掌握も完璧ではない。こうした点はあるもののショウの示す数字はほぼ実際値に近いものと思われる。

### 三. 国王による「銀行家年金・負債」の確認

各銀行家に交付された開封勅許状は、1年以内に各銀行家の顧客（債権者）がその預金代わりに「譲渡証書（assignments）」を受け取り、しかも銀行家に対して訴訟をしないことを条件に、利子を受け取ることを規定していた。銀行家が対政府債権（支払指図証）の対価として受け取った「譲渡証書」は、預金者にその債権（預金）額に比例して配布された。この「譲渡証書」は当時「銀行家年金証書（Bankers' annuity order）」（あるいは「銀行家債務 Bankers' debt」）と呼ばれ、銀行家の対政府債権を銀行家の対顧客債務と相殺するものであった。顧客はその債権の相手を銀行から政府に変えるものであった。したがってこの「譲渡証書」は後の財務府支払指図証（Exchequer payment order）の起源をなすものといえる。銀行家の中には「譲渡証書」の顧客への譲渡を拒む者がいた。銀行業者ジョン・ポートマンはランペンなる顧客に6,583ポンド余の「譲渡証書」を渡すことを拒否したため、そのことの弁明するよう1677年12月と78年3月に大蔵卿に召喚されている。<sup>36)</sup>

「譲渡証書」を受け取ることができた銀行の顧客は、それを消費税局に提示して利子を取得した。それによって金匠銀行家の債権者（顧客）はイギリスの国債の最初の投資家となったのである。<sup>37)</sup>「譲渡証書」の預金者（顧客）への配布によって、現金不足を託つ銀行家はそれだけ債務から逃れることができたのであり、銀行の顧客にとって債務者が銀行から国家に変わったことを意味した。またそれは顧客にとって流動資産（預金、liquid asset）を長期資産（a long-term security）に転換することであった。ただその長期資産の償還の見込みは小さなもの

36) C. T. B. 1676-9, pp. 488, 933, 939.

37) Horsefield, op. cit., p. 516; Richards, (1929), p. 81. 「金匠銀行の預金者達は、イギリス長期公債の最初の投資家となった」とショウは述べているが、それは回顧的に見たものでこの段階ではその意思も意図もなく「停止」後の混乱の弥縫策でしかなかった。仙田『公債制度』126頁。C. T. B. 1672-1675, IV, p. xv. ただ銀行預金者の中には新たに「年金」を銀行から購入して持ち分を増やそうとする者もいた。また夫婦資産設定や遺産贈与として「年金」が利用されるようになり、利子は得られても元金返済の見込みがなくなるにつれて金融資産として販売されるようになり、多くの（約6割）年金が最初の所有者の生存中にその手を離れたと言われており一種の証券流通市場が形成されていた。Roseveare, op. cit., p. 22.

であった。しかし長期資産たる「譲渡証書」は広く受け入れられ、支払手段として持ち手を換えた。「開封勅許状」によって利子取得が保証された「譲渡証書」は、いわば国王収入に対する利子分の優先取得権 (lien) を証明するものであった。これは「国庫支払停止」によってその信用が大きく揺らいだ金匠銀行への預金よりは安全なものを受け取られた。

「開封勅許状」は、「譲渡証書」=「銀行家年金証書」を銀行家はその預金者に譲渡するのは1年限定と定めていた。ただそれは意想外に預金者（顧客）に受け入れられ支払手段としても流通した。そのため、1年限定は銀行の顧客（預金者）への譲渡を限定するもので、1年経過すればその限定はなくなり顧客以外のものにも譲渡を行うことが可能になると理解された。これは銀行が長期債券を一般に販売することを意味した。そのためには支払指図証の利払い分について担保を確実にすることが必要であった。銀行家はそれを議会に求めた。

1678年6月26日に、金匠銀行家に授与された「開封勅許状」に関する三つの項目からなる法案が貴族院にかけられた。(1) 現国王とその継承者に、「開封勅許状」とそれに基づいて交付された「譲渡証書」=「銀行家年金証書」が有効であることの承認を求める。(2) 利子支払の基金としての消費税を管轄する政府委員および同税の徴税請負人を該開封勅許状に従わせる。(3) 銀行家が「譲渡証書」を預金者に交付する権利と預金者がそれを銀行家に要求する権利を1678年8月1日以降1年間認める。ただし、預金者が以前に銀行家に対する訴訟をしていた場合それを取り下げ、「譲渡証書」が1678年7月6日以前に他者に譲渡されていないという条件をつける。この法案は「開封勅許状」を与えられたヴァイナーら9名の主要金匠銀行家をカバーするものであった。<sup>38)</sup> 別にリンゼイら四人の金匠銀行家（とそのうち二者の預金者）の「1678年の貴族院請願」によって主要金匠銀行家と同様の権利を認めることが修正法案に盛り込まれた。<sup>39)</sup> また外国人預金者にも同様の権利が認められることも修正法案に入れられた。修正法案は1678年7月に貴族院で通過したが議会休会のため庶民院では審議されなかった。しかし金匠銀行家は議会の後押しがなくとも「開封勅許状」とそれに基づく「譲渡証書」=「銀行家年金証書」を有効として押し通した。

「譲渡証書」=「銀行家年金証書」による利子支払いは、1677年7月10日からチャールズ二世他界までの8年間に5年半分についてなされ、ジェームズ二世になってから4半期分が3回支払われた。1677年から89年までの12年間には $6\frac{1}{4}$ 年分の利子が支払われたことになる。これは1677年から83年までの利子分に相当する。これすら容易に支払われたわけではなく、1682

38) *Journal of House of Lords*, xiii (以下 *L. J.* と略記) (1678), pp. 262, 272・3, 5, 7-9. その9名は以下の通り。R. Vyner, E. Backwell, G. Whitehall, J. Snow, G. Snell, T. Rowe, J. Hornby, B. Turnor, J. Collier. Horsefield, op. cit., p. 517.

39) その4名は以下の通り。R. Ryves, R. Welsted, J. Lindsay, J. Portman. Horsefield, *ibid.*, p. 517.

年に金匠銀行家は利子財源の消費税の徴税請負人の上納遅延を告発している。<sup>40)</sup>

名誉革命後、「銀行家年金証書」に対する利払いの資金であるはずの世襲的消費税が25万ポンドの戦費借入の担保とされた。利払いの停滞を託つ銀行家などがこれに抗議し1689年7・8月に議会上に請願を提出した。請願は委員会で検討されたが、利払いのための新たな財政措置が取られることはなかった。議会上に利子受け取りの権利を保護してもらおうという試みは失敗に終わり、請求者は裁判所にその保護を求める動きを見せた。

#### 四．「銀行家年金」債権確認訴訟における財務府裁判所の判決

名誉革命後の1691年1月に財務府裁判所に、ジョセフ・ホーンビーとジェレマイア・スノーの二人の銀行家とロバート・ウィリアムソンとスミスなる二人の「銀行家年金証書」譲受人から債権確認の訴訟が持ち込まれた。ロバート・ウィリアムソンはロバート・ヴァイナーから1000ポンド相当の「銀行家年金証書」を譲渡されていた。この訴訟は、国王からの正当な債権保証を得るための「権利証明 *monstrant de droit* 訴訟」であった。<sup>41)</sup>

銀行家は「銀行家年金証書」による確実な6%利子支払いを財務府裁判所に訴え出たのである。並行して議会上への新たな提案によって6%利子支払いを確保しようとした。銀行家の一団が戦費として100万ポンドを政府に貸し付ける。この100万ポンドと「停止」をうけた貸付金（債権）の双方に6%の利子に相当する終身年金を受ける。この提案は1692年1月12日に議会上の供与委員会で審議された。委員たちは、負債は確実に返済されるべきであり、銀行家から100万ポンドの貸付を受けることができれば貴重な財政貢献であることの認識はもっていた。しかし、財務府裁判所の判決が銀行家に有利なものとなり消費税収が判決が示す通り「銀行家年金証書」に対する利子支払いに用いられることになれば、消費税の他への流用はかなわなくなり、この100万ポンドを含む戦費借入の担保資金を別途設けなければならないことになる。こうした懸念があるために、議会上内供与委員会の議論は紛糾した。13名の委員は銀行家のこの提案に諾意を示したが、14名が反対した。<sup>42)</sup>

40) リチャーズは、ジェームズ即位とともに利払いは中断され、名誉革命後1689年の議会上が「銀行家年金証書」の有効性を確認し、利払いは1705年3月に再開された、としている。チャンダマンはこれを批判し少額ながら利払は継続された、としている *Chandaman, op. cit.*, p.338; 。Richards, (1930), p. 49; Dickson, *Financial Revolution*, p. 80. 酒井「過渡性・下」注77). 仙田『公債制度』122頁注(12)。消費税の徴税請負人告訴について、Narcissus Luttrell, *A Brief Historical Relation of State Affairs from September 1678 to April 1714* (1857), I, p. 163.

41) *monstrant de droit* は、ブラックストーンが「権利の証明ないし申し立て *manifestation or plea of right* としたものの。Horsefield, *op. cit.*, p. 518; Cobbett, *Howell's State Trials* (1812), iv, col. 6; W. Blackstone, *Commentaries on the Laws of England* (1778), III, p. 256.

42) Horsefield, *op. cit.*, p. 518; *The Parliamentary Diary of Narcissus Luttrell*, (以下 *Luttrell, Diary* と略記) ed., H. Horwitz (1972), pp. 123-5.

反対した14名の委員は、銀行家の提案に次のような批判をした。(1) 国王による議会の後ろ盾なしの借入について議会が責任を負うのは危険である。(2) 銀行家の元の貸付（支払指図証）は法外な条件（登記順による確実な元利支払い）で成されていた。(3) 「譲渡証書」＝「銀行家年金証書」は元の所有者の手を離れて額面の半値以下で流通している。(4) 新たに戦費貸付に対して「停止」を受けた元の貸付（支払指図証）と合わせて6%の利子保証をするという提案は以前にもあったが、その時実現しなかった経験がある。このような反対論が多数を占め供与委員会は銀行家の提案に否定的であった。

ハリファックス卿チャールズ・モンタギュ（1695年に財務府長官に就任）は、別に対仏戦争遂行のための資金を調達するための委員会を立ち上げた。この委員会は銀行家に、100万ポンド貸付のさきの提案の実行を迫ったが、銀行家から時間不足のためわずか39,775ポンドしか約束できないという回答を得るだけに終わった。この銀行家の生煮えの返答は、支払指図証による元の貸付（と「銀行家年金証書」による利払）の財務府裁判所の法的確認が得られる前に100万ポンドの貸付を先行することをためらったためである。一方で、財務府長官リチャード・ハムデンは裁判所の審理を止める策動をした。銀行家有利の判決が出れば、それはかれらの支払指図証（の代わりとなった「譲渡証書」＝「銀行家年金証書」による利払）を法的に確認することになり、財務府は可能な限りそれを先延ばしにしようとした。新たな100万ポンドの借入には魅力があったにもかかわらずである。しかし議会にはロバート・ソーヤーのように、（国家の債務たる）支払指図証の法的確認を先延ばしにするこのやり方は「理性と正義の全てに反する」と批判するものもいた。<sup>43)</sup>

1692年2月になってやっと財務府裁判所が銀行家有利の判決を下した。銀行家の「停止」対象資産の法的保全がはかられたのである。しかし財務府裁判所の判決を不服として、法務長官ジョン・ソマーズは直ちに財務府会議室裁判所（court of exchequer chamber）に上訴した<sup>44)</sup>。この裁判所は国王に係る事案について財務府裁判所の上訴審であり、大蔵卿と大法官ないし国璽尚書が主宰し、王座裁判所（King' Bench）と人民訴訟裁判所（Court of Common Pleas）の判事が補佐するものであった<sup>45)</sup>。1687年から1702年まで大蔵省は委員会制をとっていて大蔵卿は不在であった。国璽（Great Seal）管理も1691年から92年まで委員会制であったが1693年3月にジョン・ソマーズが国璽尚書に任命され、93年6月から95年11月まで「銀行家事件（bankers' case）」はソマーズが担当した<sup>46)</sup>。

43) C. J., x (1688-93), pp. 631-2; *Luttrell, Diary*, p. 136.

44) *Howell's State Trials* (1812), xiv, col. 19.

45) Blackstone, *Commentaries*, iii, p. 55.

46) Horsefield, op. cit., p. 519; *Luttrell, Relation*, III, p. 126, IV, p. 75.

財務府会議室裁判所における審理は財務府裁判所の判決と同様に銀行家に有利なものであった。そこでは銀行家の「停止」適用債権が有効であることを裁判官全員が認めた。ただ「権利証明 *monstrant de droit* の訴訟」を起こすことを正義を守るための正当な方法であるとするに、二人の判事が不同意であった。その二人とは、財務府裁判所のレシュミア判事と財務府会議室裁判所（人民訴訟裁判所）のトレヴィ判事で、この二人は「権利証明訴訟」に異を唱えた。国王に対しては裁判ではなく「権利の請願」という形でなされるべきであり、財務府の判事（Baron）には国王に支払を命ずる権限はないとした<sup>47)</sup>。財務府会議室裁判所に王座裁判所のホルト首席判事から二つの先例が持ち出された。1561年のヘンリー・ネヴィル事件と1572年のトーマス・ロースの事件である。この時、年金支払いを求める二人の原告はともに財務府裁判所から年金の継続の指示を出させることに成功した。その年金は両名にヘンリー八世治世以来の忠勤に対して授与されたもので、増収裁判所（Court of Augmentations）が管理する資金から支払われるものであった。しかし、増収裁判所は1554年の法でメアリ女王によって廃止され同時に財務府裁判所に併合されていた。トレヴィ判事は、年金の継続は増収裁判所固有の権限であり、それは財務府裁判所に引き継がれていないと論じた。ホルトはこれを否定し、メアリの法は増収裁判所に固有の支払は財務府裁判所によって継続されることを明記していると論じた。この時、ホルトの主張がトレヴィを退け裁判所からの支払い命令が適法とされた。<sup>48)</sup>

「銀行家事件」を担当した財務府会議室裁判所の大法官（貴族院議長）にして国璽尚書のジョン・ソマーズは、補佐する判事の意見を聴取した後、自分の判断表明はしばらく留保し1696年11月になってやっと自分の判断を示した。裁判所が財務府への支払請求権に法的救済を行うことはないとした。裁判所が政府負債の返済をするよう財務府に通告するようなことがあれば国璽や王璽による王国防衛費の調達との指示と衝突することも起こりうると考えた。こうした考えは、補佐する裁判官の意見と正反対であった。そのため、大法官ソマーズは補佐する裁判官の多数意見に自分は拘束されるか否かを打診した。打診された裁判官の10名のうち7名は拘束されないと返答したため、ソマーズは自らの原告不利の判断を公表した。<sup>49)</sup> それによって、原告たる銀行家と「銀行家年金」保有者は出発点まで押し戻されることになった。

大法官ソマーズは裁判官と国王の大臣という二つの立場の狭間にあって「銀行家事件」で容易に原告有利の判断を下すことはできなかった。原告不利の判断にはバイアスがかかっていたと思われる。バイアスを強いたのはやはり政府財政の窮状であった。「開封勅許状」による国庫支払停止を受けた支払指図証保有者の債権の確認をそのまま受け入れれば、それまで13年

47) *Howell's State Trials* (1812), xiv, col. 24-9.

48) *Horsefield, op. cit.*, p. 520.

49) *Howell's State Trials* (1812), xiv, col. 39-105. *Luttrell, Relation*, IV, p. 145.

半の利子だけで110万ポンドの負担増となる。しかも割符による負債が800万ポンド未払いであり<sup>50)</sup>、さらに銀貨改鑄に100万ポンドの費用を要し、それが通貨流通を混乱させており、また改鑄費を調達するための土地銀行が失敗に終わるといった厳しい状況にあった。これでは国庫支払停止を受けた支払指図証の保有者への利払いを実行することは無理であった。

ソマーズが留保した自分の判断の公表をさぐっていた間、議会は対フランス戦争の費用として(1695年12月から15ヶ月分)世襲的消費税を充当する法案を準備していた。<sup>51)</sup> この行動は、「開封勅許状」によって「銀行家年金」の債権保証をされたものたちから強い反発を受けた。世襲的消費税はかれらの債権の利払に用いられるべきで対仏戦争に用いるという用途指定は、財務府裁判所および財務府会議室裁判所の判事の判断を無視したもので、「(開封勅許状で債権の確認を得たもの) Patentees と (その債権を譲渡されたもの) Assignees から財産を奪い去るもので、この財産保有者 Proprietors を無援のまま破産に追い込むものである」と抗議した。<sup>52)</sup>

債権者を弁護する抗議文が公刊され、それは政府負債(銀行家の債権)のこれまでの経緯を踏まえ、1678年の貴族院による銀行家の債権を保護する「開封勅許状」の発行の重要性を再論し、大法官ソマーズの判断に対する正当な上訴(appeal)も行われるはずであると述べた。上訴権は貴族院にあったがその一部がなされたのは1699年4月になってからであった。<sup>53)</sup>

## 五. 「銀行家年金」財源確保のための議会への要求

「支払停止」を受けた支払指図証保有者(第一次保有者および被譲渡者 assignee)の債権を確認する裁判所の判決を得る訴訟がなされ、他方で庶民院に対して支払指図証の利払い財源確保のため世襲的消費税の流用を止める要求もなされた。庶民院の資金委員会(the Committee of Ways and Means)は、その要求を真っ向から否定し、世襲的・有期的消費税を他の担保負担から解放し、もっぱら文政費(Civil List)に充当されるべきであるという提案の審議を進めた。<sup>54)</sup> この提案は支払指図証への利払いを否定するものであり、ジェレマイア・スノーはこれを批判し、支払指図証保有者(第一次保有者および被譲渡者)が世襲的消費税に対して請求権を有

50) C. J. xi (1693-7), p. 604.

51) 7&8W. III, c. 2, *Statute of the Realm*, vol. 7, pp. 69-73.

52) *Howell's State Trials* (1812), xiv, col. 110.

53) Horsefield, op. cit., p. 521. The Case of the Patentees and their Assignees who are Intitled to several Annual Payments out of the Hereditary Excise (1695). (筆者未見)

54) C. S. P. D. 1698, p. 272.

していることを議会で訴えた<sup>55)</sup>。それを受けて、シヴィルリスト法案が98年6月9日に議会提出された際、『銀行家年金（債務）』保有者が世襲的消費税に有している権利を保護する条項を挿入することが提起された。しかし翌日、同法案はその条項を挿入することなく議会通過をした<sup>56)</sup>。

その後同年内にロバート・マレーが意見書を発表し「一般に『銀行家年金（債務）』と呼ばれている大きな負債の返済について満足 of いく方法」を見出したとした。その方法とは、政府収入を担保とした資金を募りそれに法定紙幣の発行権を組み合わせるというものであった。先の100万ポンド貸付と支払指図証の利子確保を結びつけた提案と共通面があるとともに後のイングランド銀行案を彷彿とさせるこの提案をマレーは議会で提出したが、庶民院は何の反応もしないまま閉会となった。<sup>57)</sup>

一方、貴族院で1700年1月に、「銀行家年金証書」譲受人（「譲渡証書」保有者）ウィリアムソンからの上訴について審議がなされた。「譲渡証書」すなわち支払指図証の債権の確認について裁判所の原告（保有者・譲受人）有利の判決を覆す大法官ソマーズの裁定に対する原告からの上訴の審議が行われた。「譲渡証書」は法的に保護されるべきとする財務府裁判所と財務府会議室裁判所の原告有利の判決と大法官（貴族院議長）にして国璽尚書のジョン・ソマーズの原告不利の判断とが対立していた。ソマーズとトレヴィイ以外のすべての判事は、対政府債権を法的に確認する先例を示して、財務府裁判所は自らが下した決定を実行する権限を持っていると主張した。審議の結果、貴族院は（11名を除いて）この見解を受け入れ、貴族院で改めて原告有利の判決が1700年1月23日に出された。<sup>58)</sup> これによって財務府裁判官（Barons of the Exchequer）は、世襲的消費税から1699年クリスマスまでの利子未払い分を支払うべしという命令書（warrant）を大蔵省（Treasury）に交付した。しかし財務府裁判官はこの命令書を「議会法（＝庶民院立法）によって他に費消されたり充当されたりしていない」収入に限定した。原告のウィリアムソンは自分に有利な貴族院の判決を得たが、その判決を実現するための

55) Horsefield, op. cit., p. 521. Sir Jeremiah Snow, Reasons against the Bill for transferring the Hereditary Revenue of the Excise to the Civil List (1698). (筆者未見)

56) 9&10 W.III, c. 23, Recital that it is intended that His Majesty shall have a Revenue of £700,000; out of the several Duties herein mentioned. *Statute of the Realm*, vol. 7, p. 385; *C.J.* x (1697-9), pp. 307-8; *C. S. P. D.* 1698, pp. 289, 290.

57) 「銀行家年金証書」による利払い保証に新たな対政府貸付と銀行券発行とを結びつけたマレー提案に議会が冷淡であった点は、120万ポンドの貸付・その利払い資金として議会が承認する追加トン税と追加消費税を充当し貸付金と同額の銀行券発行を認めることを内容とするイングランド銀行設立に対する議会の積極的肩入れと対照的である。Horsefield, op. cit., p. 521; Robert Murray, 'A Proposall for payment of their present Majesties' Exchequer Debt and a further advance of Money.' (筆者未見) Rosevear, op. cit, p. 22. 関口「金融制度」、148頁；仙田『公債制度』144頁。

58) *L. J.* xvi (1699-1700)p. 499.



具体策は庶民院に投げ出されていたのである。

貴族院の原告有利の判決が出て6週間後に、庶民院がなしたことは世襲的消費税を1700年の国王の歳入に充てその自由裁量にゆだねるという「国王私財」として本来のあり方の確認であった<sup>59)</sup>。これは当然世襲的消費税を担保とする債権保有者からの厳しい批判を受けた。批判者は、世襲的消費税はチャールズ二世がそれを財源にした費目（「譲渡証書」による利払い）を控除してから、その残金を一般的用途に用いられるべきであると主張した。さらにウィリアムソンは大蔵省に利払いを命ずる令状を発行するよう求めても、大蔵省は法務長官に問い合わせたものの明解な答えはしなかった。<sup>60)</sup> そのため1701年初頭、ウィリアムソンは大蔵省に直接出頭して、譲渡された1,000ポンドの「銀行家年金証書」（「譲渡証書」）について17年9か月分の利子1,065ポンドの支払いを求めた。この時、大蔵省は債務の存在を明確に認めはした。かくして大蔵省は、2月27日にウィリアムソンに内金として143ポンド2シリング10.5ペンスを支払った。<sup>61)</sup> 4月になってさらに322ポンド18シリング8ペンスが支払われた。しかしこれ以上の支払いはなされず、ウィリアムソンは請求額1,065ポンドを満額取得することはできなかった。

この「値引き」の理由はなんであったか。1701年3月21日、ジョン・ウルステンホームとトーマス・フルーエンの二人が大蔵省に出向いてウィリアムソンと同様の請求をした。保有する「銀行家年金証書」（「譲渡証書」）の1683年3月以降の累積利子として、ウルステンホームは9,963ポンド13シリング4ペンスを、フルーエンは14,661ポンド10シリングを要求した。両者とも銀行家でなく銀行家からそれぞれの父親が受け取った「譲渡証書」を相続したものであった。ウルステンホームはすでに1689年以来「譲渡証書」の請求権について議会に請願を行った一人である。

大蔵省は、ウィリアムソン、ウルステンホーム、フルーエンらの請求が陸続としてなされることを恐れ議会に対応を求めた。庶民院は、この時世襲的消費税から陸軍に毎週3,700ポンドを充当する法案を準備していた。<sup>62)</sup> この法案には「銀行家年金（債務）」の債権者から新たな

59) 世襲的消費税は元来国王に使途決定権のある「国王私財」であり、改めて議会が確認することは「銀行家債務」の利払いに対する議会の消極性を表わしているよう。

60) C. T. B. 1700-1, pp. 47, 122; *Luttrell, Relation*, IV, p. 688.

61) C. T. B. 1700-1, p. 213.

62) 1698年に世襲的な消費税・郵便収入と終身の消費税と関税がウィリアム三世にシヴィル・リストとして与えられ、70万ポンドの予想値を超えて78万ポンドの収益を上げた。シヴィル・リストから軍事費を提供するのは異例であり、戦費の切迫性とシヴィル・リストの高収益によると思われる。12&13W. III, c. 12, s. 1. (An Act for appropriating Three thousand seven hundred Pounds weekly out of Branches of Excise for publick Uses and for making a Provision for the Service of His Majesties Household and Family) in *Statute of Realm*, vol. 7, pp. 723-24. 酒井「ウィリアム3世のシヴィル・リスト」『熊本学園大学経済論集』22・3・4 (2016)、232・3頁。

抗議の声が挙げられた。庶民院はこの抗議の声を受けて「銀行家年金（債務）」をめぐるこれまでの議論を終結させようとした。それはこの法案に負債利子（滞納分も含めて）の支払についての条項を付加するというものであった。条項は、1,328,526 ポンドとされる「資本」額（元金とそれに組み込まれた利子の総計）に対して、1705年12月以降、3%の利子を支払うことを明記した。しかも負債利子の半分が支払われた時点で、「資本」は消滅するものとされた。<sup>63)</sup> このように（一部利子を合体させた）元金（＝「資本」）を半減するという大鉈が振るわれたのである。上述した「銀行家年金（債務）」は額面の半値で流通しているという1692年の議論と同様に、「銀行家年金（債務）」は過大評価されているという認識がその基礎にあった。

1705年12月以降、元金半減の上、「銀行家年金（債務）」利子は3%とされその支払が再開された。利子はその後1714年に2.5%に引き下げられている。<sup>64)</sup> チャンダマンは元の6%利子が適用された1672年の「国庫支払停止」から1705年の利子支払いの再開までの34年間のうち消費税局の資料が示す1674年から88年までの利払実額は589,389ポンドであったとしている。<sup>65)</sup> ホースフィールドは、1672年から74年6月支払われた140,000ポンドと1677年から89年まで12年間に支払われた年額78,896ポンド余の $6\frac{1}{4}$ 年分の利子493,100ポンドとで当初からの利払総額を633,101ポンドとしている。<sup>66)</sup> ホースフィールドは両者の差額約43,000ポンドは88・89年時の利子未払額と見ている。1689年までの利払い額を589,389ポンドと633,101ポンドのいずれを取るかは問題であるが、大雑把に見て1672年の負債額1,211,065ポンドの約半額である<sup>67)</sup>。利払が元金の半額になったとき「停止」の1672年から利子再開時の

63) 'to be redeemed upon Payment of a Moyety of the Principal Sums mentioned in the said respective Letters Patent', 12&13W. III, c. 12, s. 15. in *Statute of Realm*, vol.7, pp. 723-27. 仙田『公債制度』122頁。

64) 1683年3月から1705年12月までの間に元金の返済を多少なりとも受けたのはウィリアムソンただ一人であった。Horsefield, *op. cit.*, p. 523. 1720年に残余の債権の大半（£658,654余）は南海会社の株と引き換えられ、なお残ったものは1723年に償還され最終的に消滅した。1672年の「国庫支払停止」は名誉革命を挟んで半世紀かけて「解決」されたのである。仙田『公債制度』123-3頁、注13)、187頁。

65) 「支払停止負債」への利子支払 (Mr. = 6月24日) Chandaman, *op. cit.*, p. 338.

Mr. 1674-Mr. 1677	£167,249
Mr. 1677-Mr. 1680	£196,519
Mr. 1680-Mr. 1681	£33,700
Mr. 1681-Mr. 1682	£45,683
Mr. 1682-Mr. 1683	£422,972
Mr. 1683-Mr. 1684	£28,902
Mr. 1684-Mr. 1685	£32,261
Mr. 1685-Mr. 1686	£15,848
Mr. 1686-Mr. 1687	£13,171
Mr. 1687-Mr. 1688	£13,084
	£589,389

66) 表II。Horsefield, *op. cit.*, p. 523.

67) 表I。負債額£1,211,065はその後の利子の元金への一体化をする以前の額。

1705年まで34年間の利払い額(633,101ポンド)を34で除した額(18,625ポンド)を当初の負債額1,211,065ポンドで除すると約0.015となる。この34年間の平均利子率は1.5%ということになる。しかも負債残額の約半分が帳消しにされた<sup>68)</sup>。「銀行家債務」の所有者の損害は決して小さかったとはいえない。「国庫支払停止」の「銀行家年金」保有者(銀行家および被譲渡者)への影響は甚大であったことは間違いない。ただ、利払いについて名誉革命という政変をも超えて継続してなされたことからみて、「国庫支払停止」が国家破産であったとは言えないであろう。

## 六. 「国庫支払停止」による金匠銀行家の破産

「国庫支払停止」が国家破産とは言えなくともその影響は以上のように大きく、信用の全般的衰微をもたらし、金匠銀行証(bankers' notes)も支払手段としては一時期受け入れられなくなった。それが再び受け入れられるようになるのは1680年になってからであった。<sup>69)</sup>

「国庫支払停止」の影響を大きく受けたのは対国王貸付で大きな役割を果たしていた金匠銀行家であったことは当然である。国務卿J.ウィリアムソンは、「(銀行家は)大変落胆しており、その資金が戻ってこないのではと不安に思っている。気の毒なロバート・ヴァイナー氏はその最たるもので同情に値する」という報告を受けている。<sup>70)</sup> ロバート・ヴァイナーは「停止」後も生き延びはしたものの1684年に破産しその後失意の内に他界(88年)している。1689年に遺言執行人トーマス・ヴァイナーと債権者の間で財産処分についての合意がなされた後も、なお不満の債権者が相次ぎ抗議の声をあげた。最終的には債権者救済の私法律(private act)によって決着がつけられた。<sup>71)</sup>

68) 正確には44%。Horsefield, *ibid.*, p. 523; Richards, (1930), p. 49. チャンダマンは、支払指図証(販売)による入金(政府負債)の半分が「帳消し」となったことはその半減分は「停止」以前の国王収入と見なされるべきとしている。旧来の先取り割符(anticipation tally)が「収入の再配分」であったのに対して、支払指図証(credit Order)は1672年の「支払停止」とその後の利払い額が元金の約半分に達したところでの元金(負債)の半分の「踏み倒し」による「収入の創造」であったと理解すべきとしている。支払指図証は販売(入金)時には財務府勘定に記録されず返済時にのみ記録されたから、「支払停止」による£1,173,353の負債発生は記録に残らない政府収入の追加分(収入の創造)をなした。その後74年から88年までの利払額£589,389が「収入の減損」をなし、これを「停止」前の収入増加分から差し引いたものが純収入となる。支払指図証購入者は収支の差額約50万ポンドの「納税」をしたことになる。Chandaman, *op. cit.*, pp. 337-8. この「納税」負担が元金償還の遅滞とともに金匠銀行を衰微させイングランド銀行の露払いをしたと考えられる。

69) C. T. B. 1679-80, p. 429. 関口「金融制度」136, 148頁。

70) C. S. P. D. 1673-5. p. 5.

71) Horsefield, p. 524; 10&11 W. III., no.10. [An Act for the Relief of the Creditors of Sir Robert Vyner and Baronet deceased] in *Statutes of the Realm* vol. 7, 1695-1701, ed. John Raithby (1820), p. 522; *An Abstract of the Articles of Agreement between the Creditors of Sir Robert Vyner and Thomas Vyner, Esq. his Creditor* (17 March 1689) (筆

ヴァイナーに続いて「停止」によって大きな影響を受けたのはトーマス・バックウエルであった。「停止」後も、1672年夏のバッキンガム公のオランダ使節団の経費調達やドーヴァーの密約によるフランスからの補助金の受け取りなどに関わっていたものの82年に破産している。<sup>72)</sup> その15年後に、バックウエルの息子と債権者の間で、債権の返済を現金と「譲渡証書」を21.5%対78.5%で行う交渉がなされた。<sup>73)</sup> しかし債権者救済のためにはまたしても私法律が設けられなければならなかった。<sup>74)</sup>

「停止」による「銀行家年金（債務）」の3番目に大きな保有者はギルバート・ホワイトホールであった。その中には元来アイザック・メイネル保有の「（開封勅許状確認の）請求権」が含まれており、メイネルが1675年に他界したさいそれがかれの主要債権者であったホワイトホールに受け継がれていた。ホワイトホールの破産については不明であるが後に負債を抱えて下獄している。<sup>75)</sup>

「銀行家年金（債務）」の4番目に大きな保有者はジョン・リンゼイであった。その妻は前夫の銀行家ジョン・コルヴィルの他界後リンゼイと再婚し、リンゼイの「請求権」は再婚した妻のものであった。ただコルヴィルからは資産としての「請求権＝譲渡証書」を引き継ぐとともにそれを上回る負債も受け継いでいた。「譲渡証書」による負債整理は不十分なものでリンゼイはその後失踪している。<sup>76)</sup>

上記以外の「銀行家年金（債務）」保有者もすべて災難を免れなかった。ジョン・ポートマンは1678年破産、82年下獄後他界。<sup>77)</sup> ジェレマイア・スノウは90年まで下獄。<sup>78)</sup> ジョセフ・ホーンビーは1701年破産。<sup>79)</sup> ロバート・リ्यूヴィスは77年まで下獄。<sup>80)</sup> ロバート・ウェルステッドは顧客による資産差し押さえをうけ95年に破産。<sup>81)</sup> トーマス・ロウは83年に破産。<sup>82)</sup>

リチャーズは、「『停止』後12年間に政府に貸付をした銀行家のうち破産したのはわずか4

---

者未見)。ヴァイナーについては以下も参照、Clark, D. M., 'A Restoration Goldsmith-Banking House: The Vine on Lombard Street', in *Essays in Modern English History*, in Honor of Abbott, W. C., (1941).

72) C. S. P. D. 1672-3. p. 596; C. S. P. D. 1673. pp.130-1; Hilton Price, F.G., *A Handbook of London Bankers* (1890-1) p. 7.

73) Horsefield, op. cit., p. 524; *An Abstract of the Agreement between John Backwell Esq. and Richard Backwell, Gent. and the Creditors of their father, Edward Backwell, deceased* (1697). (筆者未見)

74) 9&10W.III,n.43. [An Act for Relief of the Creditors of Edward Backwell Esquire deceased] in *Statutes of the Realm* vol.7, 1695-1701, p. 450.

75) Hilton Price, F. G., *A Handbook of London Bankers* (1890-1), p. 176.

76) Hilton Price, *Handbook*, p. 104.

77) 118 Hilton Price, *Handbook*, p. 131.

78) C. J. x (1688-93), p. 476.

79) Hilton Price, *Handbook*, p. 91.

80) C. S. P. D. 1676-7. pp. 157-8.

81) C. S. P. D. 1677-8. p.667; Hilton Price, *Handbook*, p. 173.

件しか記録されていない」としたのは明らかに過小評価である。<sup>83)</sup>「停止」による混乱によって多くの銀行家が破産・下獄・失踪の憂き目にあい、実際に被害を受けた者は上記のほかにも多数あったと思われる。「開封勅許状」で確認された「停止」による負債総額は1701年に算定されたときのものは、表Ⅱが示す1677年時点の元金1,314,940ポンド（利子78,896ポンド）より1,400ポンド多いものであった。表Ⅱに記されていない銀行家あての「開封勅許状」の存在が推定される。また「開封勅許状」を受取っていないが有力銀行家の顧客としての中小銀行家もあり、かれらは有力銀行家の被害の巻き添えを食った。バックウェルは銀行家のなかで抜き出た存在であり、1682年に彼が破産したとき同年中に8～10の銀行家が連鎖倒産した。83年にテンブルが150,000ポンドの負債を抱えて倒産し、86年にはトーマス・プライスが続いた。<sup>84)</sup> こうしてみたとき、「停止」の破壊的効果を過小評価することはやはりできない。

有力銀行家の顧客でその破産に巻き込まれた中小銀行家の事例はほかにもある。ノッチングムの新興の銀行家トーマス・スマスはバックウェルに2,000ポンド、ホワイトホールに4,000ポンドの預金を持っていたため両者の破産の巻き添えを受けた。<sup>85)</sup> 既述の銀行家スネルと別の銀行家ヤングとの「譲渡財産」（銀行家年金証書）の取引に見られるように銀行家間にそれは流通しており、破産の影響は有力銀行家とその一般顧客との間に限らなかった。「停止」の影響を受けたのは1671年にロンドンで営業していたすべての銀行家に及びまたロンドンに限られることもなかった。

## 七. 「国庫支払停止」による銀行預金者の被害

銀行家以外で「停止」の被害を受けた者はどのくらいいたのか。表Ⅱには銀行家以外のものが11名挙げられているが、この11名は政府と直接の貸借関係にある者である。「停止」の被害を受けた銀行の顧客であったために二次的に被害を受けた者の数ははるかに多かった。「停止」の被害によって経営が傾いた銀行の一般の顧客はその債権保証を求めた。ヴァイナーの顧客では、ロバート・ウィリアムソン、ジョン・ウルステンホームの父<sup>86)</sup>、フルーエンの父などである。ヴァイナーは銀行家として特に著名であったから、その顧客は他の銀行の顧客として債権保証交渉においてその名が重複していた。「停止」とは別に一般に金銭に係る訴訟が生じた場合裁判所が件の金銭を判決が出るまでヴァイナーに預託するように求めることもあった。その

82) 83) Richards (1930), p. 49.

84) *Luttrell, Relation*, I, pp. 244, 251; Hilton Price, *Handbook*, p. 134.

85) J. A. S. L. Leighton-Boyce, *Smiths the Bankers, 1658-1958* (1958), p. 12.

86) 関税徴税請負人としてのウルステンホームの活動について、酒井重喜『近代イギリス財政史研究』第一章第3節～第5節参照。

ヴァイナーが「停止」によって資金が枯渇して顧客の預金も危険にさらされることになった。トーマス・グリーンヒルなる人物は、5,135 ポンド余を裁判所の指示でヴァイナーに預託していたがヴァイナーの経営危機で預金の払い戻しがかなわなくなり、1689年になってヴァイナーの遺言執行人の示す大幅に減額した示談金を受け入れざるを得なかった。20余年前にヴァイナーに預金した額の大半を失ったのである。<sup>87)</sup>

バックウエルの多くの顧客も「停止」による金融逼迫の巻き添えを食った。顧客（債権者）には、E. ターナー、W. ハスラー（勲爵士）、M. メルモス（郷士）、W. ワターソン（ジェントルマン）W. クラッターバック（ジェントルマン）、J. タヴァナー（ロンドン商人）などがいた。ターナーはバックウエル破産の二次的被害だけでなく、自ら保有していた「開封勅許状」による 4,592 ポンドの債権も損害を受けた。二次的被害を受けた銀行の顧客にはバックウエルの場合のように社会的上層者ばかりでなく種々の職業のものが含まれていた。リチャーズが財務府記録から選り出したものは次の通りである。<sup>88)</sup> ヴァイナーの場合、H. シドニー閣下、カンタベリ助祭長、一人のジェントルマンを含む四人の無職、三人の商人、雑貨商・事務員・料理人・粉屋・ワイン商人の各一名、二人の寡婦、一人の紡ぎ女、遺言執行人。銀行家ポートマンの場合。準男爵・郷士各一人、一人のジェントルマンを含む三人の無職、金匠、船大工・寡婦各1名。銀行家ホワイトホールの場合。郷士・ジェントルマン各二人、商人・寡婦の各1名。この3名の銀行家の顧客リストに重複したものはなかった。また銀行家リンゼイが貴族院に出した「1678年の（顧客保護を求める）請願」には「譲渡証書」の受領者と未受領者合わせて201名の顧客名が記されていたが、上記銀行家の顧客リストに重複していなかった。それだけ多数であったということである。リンゼイはこれらの顧客をコルヴィルから引き継いだのだが、その中には伯爵・伯爵夫人各1名、勲爵士九名、郷士七名、大佐七名が含まれていた。201名中138名の職業は不明。<sup>89)</sup> こうしてみると、「停止」の影響が及んだのは社会的上位者・富裕者に限らず広範囲のものであったことが分かる。

コルヴィルからリンゼイが引き継いだ201名の顧客のうち166名がその預金額の全額ないし一部の保証として「譲渡証書」を受取っていた。39名がそれを受け取っていなかったが、このうち4名は「銀行家債務」以外の「譲渡証書」を受取っていた。さらにコルヴィルから引き継いだもの以外の元からの顧客で「1678年の貴族院請願」に含まれていないものが2名いた。

87) Horsefield, p. 526, n. 131; C. J. x (1688-93), p. 245. ほぼ同じ時に、トーマス・フットなる人物の遺言によって、ヴァイナーの手許にある「開封勅許状」で確認されたフットの債権から毎年上限42ポンドをロンドンの一教区の貧民に配布していたものが、ヴァイナーの破産によって滞ったことが訴えられている。このケースでも遺言執行人との間で示談がなされたと思われる。C. J. x (1688-93), p. 231.

88) Richards, (1929), pp. 83-4.

89) Horsefield, p. 524 n. 115.

T. キルグリュウとフォーカンパーク子爵で、兩名（の預金でリンゼイが代理購入した支払指図証をリンゼイの手許に預託していた）のうち前者の支払指図証は地方消費税を担保とするもので、後者のそれは関税を担保とするものであった。<sup>90)</sup> 地方消費税も関税もともに「停止」対象であったが、兩名とも政府官職（それぞれ国王寝室宮内官と年金者団体の長）を有していてそのかわりで玉璽ないし国王親書を得て債権の保護を受け現金化に成功した。

銀行家リンゼイがおこなった「1678年の貴族院請願」にリストアップされた顧客の債権総額は91,064ポンドで平均預金額は453ポンドであった。上記のリチャーズが選り抜いた33名の債権総額は15,954ポンドで平均預金額は483ポンドであった。上記表Iに示した（国王の銀行家に対する）「銀行家債務」総額は1,173,352ポンドであった。この総額を顧客の平均預金高で除すると「停止」で被害を受けた者の概数が得られる。平均預金額をリンゼイのものを採ると2,590人、リチャーズのものを採ると2,429人となる。<sup>91)</sup> おおよそ2,500名が「停止」による被害者数ということになる。

この2,500名の中には国王政府からの返済を受けることができたものもいた。とりわけ社会的地位者は政治的縁故を利用してその債権の現金化をなしえた。銀行預金者の中には訴訟を起こして銀行からの返済を勝ち得たものもいた。しかし「停止」事件に巻き込まれた大多数のものはその資金を喪失し、寡婦や孤児など個人レベルでは被害が深刻であったと思われる。

## 八. 「国庫支払停止」とイングランド銀行

「停止」による被害を受けた金匠銀行の預金者が二次被害を受け、その数は2,500人に上った。これ以外に「停止」の影響を受けなかった金匠銀行の預金者もあり、1670年代の銀行預金者の総体は両者を合算することで把握できよう。また、1670年代の金匠銀行の全体像の把握も、国王への貸付に大きく関わっていたものと希少だったもの、「停止」の影響を直接受けたものと間接的だったものの、「停止」によって破産・退場したものと信用不安を生き延びたものの両方を視野に入れなければならない。1677年時点で金匠銀行の総数は44行でありこのうち25行は10年以内に退場したが、1687年には総数35行が営業していた。<sup>92)</sup> ただ、35行の中にはチャイルド銀行やホアーズ銀行などがあり、1702年時点でのホアーズ銀行の預金高は114,000ポンドでその他の資産は地金4,799ポンド、宝石4,690ポンドであった。87年まで生

90) C. T. B. 1669-72, p. 1335.

91) Richards, (1929), pp. 83-4. 表Iの国王負債額が実際より少ないこと、ごく少数ではあるが複数の銀行に預金していたものがいたことを考慮せずとも大きな影響はないと思われる。

92) Hilton Price, op. cit., pp. 182, 183.

き延びたこれら銀行の規模は決して大きなものでなく、以前の金匠銀行の域を超えるものではなかった。一方で、76年以降、実現はしなかったものの資本金100万ポンドを想定した大規模銀行創設提案が多数出されていた。<sup>93)</sup>「停止」がそれによって直接打撃を受けた銀行家ばかりでなく銀行を信頼して預金していた一般公衆にも大きな（不信感）を与えたことを思うと、「停止」後数年にして大規模銀行の提案が多数出されたこと自体驚くべきである。ただ注意すべきは、これら銀行設立案のいずれも銀行券発行の基礎として（「年金証書」などの）政府信用でなく物的資産の準備を強調していたことと、結局はそのすべての設立案が実現しなかったことである。1672年から94年までの22年間に25ほどの株式会社（joint stock company）が設立されたがいずれも銀行ではなかった。<sup>94)</sup>ここに、「停止」による銀行破産と信用崩壊の苦い経験が影響していると思われる。かくして大規模銀行設立は94年のイングランド銀行を待たなければならなかった。名誉革命後、信用不安が収まったウィリアムとメアリの治世5年にしてパターンソン提案のイングランド銀行が設立された。1672年の「国庫支払停止」は、イギリスにおける株式銀行（joint stock banking）の設立を十数年遅らせたことにその否定的意義があったと言えよう。しかし他面、「停止」が金匠銀行に壊滅的打撃を与えることによって近代的株式銀行としてのイングランド銀行設立の産婆役あるいは露払いをしたとも言える。将来の特定税収を入手次第登記された番号順に返済に充てることを定めた支払指図証の返済が立ちゆかなくなり、「国庫支払停止」という衝撃的措置が執られ、大きな信用不安をもたらしたものの、1677年にダンピィが世襲的消費税を「停止」負債の利払資金と定めたことを嚆矢として利子支払継続の努力がなされ、ここに「不承不承認けられ、気の進まぬ債権者に押しつけられた・・・長期的投資手段の最初のもの」が生まれることになり名誉革命後の「短期債の長期債への転換」という公債政策の図らざる先駆があったとすることが出来る。<sup>95)</sup>この転換は同時に国王の「私的信用」に基づく「国王私債（king's debt）」から議会の承認に基づく「国民的負債（national debt）」への転換であった。チャールズ二世自ら、「停止」によって国王の「私的信用」を踏みにじたのであり、起債は議会の承認する利払基金を要するという革命後の政策転換を図らずも準備したといえる。この点に、「停止」の意図せざる積極的意義があったと言えよう。であるなら「停止」の煉獄を経験した金匠銀行は a funded national debt 創設のための捨て石であったと位置付けえる。

93) Horsefield, J. K., *British Monetary Experiments, 1650-1710* (1960), pp. 93-113.

94) Scott, W. R., *Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720* (1912), III, pp. 472-7.

95) Roseveare (1991), p. 22.



## 参考文献

- Blackstone, W., *Commentaries on the Laws of England* (1778), III.  
*Calendar of State Papers, Domesitic*, 〈C. S. P. D. と略記〉, 1671-2, 1672-3, 1673, 1675-6, 1676-7, 1677-8.  
*Calendar of Treasury Books*, 〈C. T. B. と略記〉, 1669-72, 1672-5, 1676-9, 1700-1.  
*Journal of House of Commons*, 〈C. J. と略記〉, 1688-93, 1697-9.  
*Journal of House of Lords*, 〈L. J. と略記〉, viii (1678), xvi (1699-1700).  
Cobbett's, *Howell's State Trials* (1812), iv.  
*Statute of the Realm*, vol.5, 1626-80, vol.7, 1695-1701.  
Narcissus Luttrell, *A Brief Historical Relation of State Affairs from September 1678 to April 1714* (1857), I.  
*The Parliamentary Diary of Narcissus Luttrell*, ed., H. Horwitz (1972).
- Browning, A., 'The Stop of the Exchequer', *History*, n. s. (1929).  
Chandaman, C. D., *The English Public Revenue 1660-1688* (1975).  
Christie, W. D., *A Life of Anthony Ashley Cooper, First Earl of Shaftesbury* (1871), ii.  
Clark, D. M., 'A Restoration Goldsmith-Banking House: The Vine on Lombard Street', in *Essays in Modern English History*, in Honor of Abbott, W. C., (1941).  
Coleman, D. C., *Sir John Banks, Baronet and Businessman* (1962).  
Dickson, P. G. M., *The Financial Revolution in England* (1967).  
Hilton Price, F. G., *A Handbook of London Bankers* (1890-1).  
Horsefield, J. K., *British Monetary Experiments, 1650-1710* (1960).  
Horsefield, J. K., 'The "Stop of the Exchequer" Revisited', *Eco. H. R.*, 2<sup>nd</sup> ser., vol. xxxv, no. 4 (1982).  
Leighton-Boyce, J. A. S. L., *Smiths the Bankers, 1658-1958* (1958).  
Noonkester, M. C., *Historical Dictionary of Stuart England, 1603-1689* (1996), ed., Fritze, R. H. and Robinson, W. B.  
Richards, R. D. *The Early History of Banking in England* (1929, 1958)  
Richards, R. D., 'The Stop of the Exchequer', *Economic Journal*, 2 (1930-3).  
Roseveare, H. *The Financial Revolution 1660-1760* (1991).  
Scott, W. R., *Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720* (1912), III.  
Shaw, W. A., 'The Beginnings of the National Debt', *Owens College Historical Essays*, ed. Tout, T. F. and Tait, J. (1902).

anon, 'The Mystery of the New Fashioned Goldsmiths or Bankers' (1676), reprinted in *Quarterly Journal of Economics*, vol. 2, (1888).

長谷田泰三『英国財政史研究』(1951)

玉野井昌夫「イングランド銀行の成立とイギリス金融制度の展開」『学習院大学政経学部研究年報告第1号』(1953)

関口尚志「金融制度の変革」大塚久雄他編『西洋経済史講座IV』(1960)

J. チャイルド(杉山忠平訳)『新交易論』(1967)

舟場正富『イギリス公信用史の研究』(1971)

仙田左千夫『イギリス公債制度発達史論』(1976)

酒井重喜『近代イギリス財政史研究』

----- 「~~18~~世のアムダイル・リスト」『熊本学園大学経済論集』22-3~4(2016年)

----- 「王政復古財政の過渡期」『熊本学園大学経済論集』23-1~4合併号(2017年)

----- 「王政復古財政の過渡期」『熊本学園大学経済論集』24-1(2017年)

## Summary

# Charles II' The Stop of the Exchequer and the Bankers' Debt

Charles II stopped the repayment of the order which was a bud form of the national debt. The total sum of the stopped orders was £1,300,000, and most of the creditors many of whom had ruined after a while were the goldsmith bankers. Many customers of goldsmith bankers were also stopped to draw out their deposits and so they suited against bankers. Parliament proposed the solution that the bankers were required to re-allocatethe 'Bankers' Debt' , which were in the form of 6%annuities on the surest portion of the royal revenues—the hereditary excise—to their depositors. These bankers' annuities had soon evolved into the firs long -term investment vehicle of this kind. Since many banks had been ruined by the 'Stop' the distrust of the bank had prevailed. Therefore, it is possible that the establishment of the modern joint stock bank—Bank of England—were delayed for some decades. But the 'Stop' had severed the nation' financia interests from the crown' personal credit and had unexpectedly prepared a permanent National Debt.